

特定非営利活動法人U18選挙定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人U18選挙という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、全国に在住する18歳未満の青少年をターゲットに、国政選挙や地方選挙等に10代前半の頃から模擬的に参加し、政治に親しみを持たせることで、若者の政治離れを解消することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 実在の選挙を題材とした模擬投票のオフライン・オンライン開催
- (2) 歴史上、又は架空の人物を用いたバーチャル選挙のオンライン開催
- (3) 選挙時の各党及び候補者の政策比較の実施
- (4) 選挙や政治についての意見交換の場の提供
- (5) 中高生を対象とした、政治についての講演会の開催
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数過半数の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
 - (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、2人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第 15 条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の 3 分の 1 以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

- 第 20 条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。
- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金(その事業年度内の収益を持って償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営
- (11) その他、運営に関する重要な事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があつたとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があつたとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるものほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第27条、前条第2項、次条第1項第3号及び第48条の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (2) 役員の職務
- (3) 総会に付議すべき事項
- (4) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面又は電磁的方法により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも会日の3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第36条、前条第2項及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の総数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあってはその旨を付記すること。）
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事の責任のもと作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事の責任のもと作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の三分の二以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定

- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した者に譲渡するものとする。

(合併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

第10章 雜則

(施行細則)

第53条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。
- 代表理事 徳田朔一郎
同 田中優大
副代表理事 川崎龍
監 事 小田雄太郎
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
- | | | |
|---------|-------|-------|
| (1) 正会員 | 個人 | 団体 |
| ① 入会金 | 2000円 | 5000円 |
| ② 年会費 | 2000円 | 5000円 |

(2) 賛助会員

- | | | |
|-------|---------------------|---------------------|
| ① 入会金 | 1 0 0 0 円 | 2 5 0 0 円 |
| ② 年会費 | 一口 1 0 0 0 円 (一口以上) | 一口 2 5 0 0 円 (一口以上) |

役員名簿

特定非営利活動法人U18選挙

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
代表理事	徳田朔一郎		無
代表理事	田中優太		無
副代表理事	川崎龍		無
監事	小田雄太郎		無

(備考)

- 「氏名」，「住所又は居所」，「報酬の有無」は，全ての役員について記載する。
- 「氏名」，「住所又は居所」の欄には，京都市特定非営利活動促進法施行条例第3条第2項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名，住所又は居所を記載する。
- 「報酬の有無」の欄には，定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」，報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は，3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

1 趣 旨

総務省の WEB ページによると、平成 21 年から令和 3 年の衆議院選挙の投票率は、10 代の場合 17% 、 20 代の場合 13% も減少しています。それに加え、令和 5 年の衆議院選挙では、選挙権年齢が「 18 歳以上」に変わった 2016 年以降最も 10 代の投票率と全体の投票率の差が大きい回となりました。若者の政治離れは急速に進んでいて、解決しなければこの先の日本の政治に計り知れない悪影響を及ぼすことは明らかです。

そのような中で、今後若者の政治離れを解消するために、 18 歳未満の国民の政治との関わり方が重要だと考えました。今後はオンラインを主に、 18 歳未満の人が政治家を自分なりに分析し、投票する習慣をつけることができるよう、 18 歳未満のみのが投票できる模擬選挙である「未成年選挙」を行いたいと思っています。そのほかに政治という大きなトピックに関心を持ってもらうために歴史上又は架空の人物を扱った模擬選挙をし、政治に親しみを感じてもらう活動も行う予定です。

2 申請に至るまでの経過

今回、法人として申請するに至ったのは学生として行ってきた政治・政策研究活動や、今後行いたいと考えている活動をさらに推進するためには、社会的に広く認められている組織にすることが最良の策であると考えたからです。現段階の私たちの活動には学生であるが故の金銭問題などで限界があります。学生として社会的信用を得て活動のための予算を受け取ることは不可能に近いため、法人化することで、信頼できる組織として支援金やクラウドファンディングを受けることが可能になります。それらの受け取った支援金を用い、上記の活動をさらに推進しさらなる政治・政策研究活動の推奨に貢献できると考えます。

令和 6 年 8 月 12 日 設立準備会を開催
令和 6 年 8 月 20 日 特定非営利活動のための政治勉強会を開催
令和 6 年 8 月 26 日 発起人会開催
令和 6 年 10 月 27 日 設立総会開催

令和 6 年 10 月 27 日

特定非営利活動法人 U18 選挙
設立代表者
住所

氏名 德田朔一郎 田中優大

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人U18選挙

1 事業実施の方針

設立当初の事業年度においては、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

1. 設立当初の事業年度においては、より多くの学生に本法人のことを詳しく知つてもらうため、特にオンラインを利用した啓発活動に積極的に取り組む。
2. 特定非営利活動に係る事業に関しては政治的偏りをなくすため第三者からの意見を大事にし、公平に作り上げていく。
3. 本法人のことをより詳しく認知してもらうためにホームページ開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①実在の選挙を題材とした模擬投票のオフライン・オンライン開催	WEBサイトを作成し、18歳未満を対象とした国政選挙や地方選挙等の模擬投票をオフライン、オンライン両方とも行う。	(A)年2回 (B)繁華街の交差点や学校・オンライン (C)10人	(D)18歳未満 (E)不特定多数	300
②歴史上、又は架空の人物を用いたバーチャル選挙のオンライン開催	上記のWEBサイトと同じサーバー上で歴史上の人物や架空の人物を用いたバーチャル選挙を行う。	(A)年2回(9月、3月) (B)オンライン (C)10人	(D)18歳未満 (E)不特定多数	0
③選挙時の各党及び候補者の政策比較の実施	上記のWEBサイトやSNS上で京都市長選や衆議院選などに立候補する者が所属している政党及び候補者の政策に関する情報提供を行う。	(A)年2回 (B)オンライン (C)10人	(D)18歳未満 (E)不特定多数	100
④選挙や政治についての意見交換の場の提供	実施なし			

⑥中高生を対象とした、政治についての講演会の開催	実施なし			
④その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施なし			

令和8年度の事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人U18選挙

1 事業実施の方針

この事業年度においては、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

1. この事業年度においては、より多くの学生に本法人のことを詳しく知ってもらうため、特にオンラインを利用した広報活動に積極的に取り組む。
2. 特定非営利活動に係る事業に関しては政治的偏りをなくすため第三者からの意見を大事にし、公平に作り上げていく。
3. さまざまな学校や団体に協力をもらい、活動を広げていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
①実在の選挙を題材とした模擬投票のオフライン・オンライン開催	昨年作成したWEBサイトを用いて18歳未満を対象とした、国政選挙や地方選挙等の模擬投票をオフライン、オンライン両方とも行う。	(A)年2回 (B)繁華街の交差点や学校・オンライン (C)10人	(D)18歳未満 (E)不特定多数	165
②歴史上、又は架空の人物を用いたバーチャル選挙のオンライン開催	上記のWEBサイトと同じサーバー上で歴史上の人物や架空の人物を用いたバーチャル選挙を行う。	(A)年4回(6月、9月、12月、3月) (B)オンライン (C)10人	(D)18歳未満 (E)不特定多数	0
③選挙時の各党及び候補者の政策比較の実施	上記のWEBサイトやSNS上で京都市長選や衆議院選などに立候補する者が所属している政党及び候補者の政策に関する情報提供を行う。	(A)年2回 (B)オンライン (C)10人	(D)18歳未満 (E)不特定多数	50
④選挙や政治についての意見交換の場の提供	衆議院選などの選挙や政治一般について意見を述べができるWEBページ、アプリを運営する。	(A)随時 (B)オンライン (C)5人	(D)18歳未満 (E)不特定多数	175

⑤中高生を対象とした、政治についての講演会の開催	地域の政治家などを招き、中高生に対して政治についての講演を行ってもらう。	(A)年2回 (B)オンライン・特定の会場での開催 (C)6人	(D)18歳未満 (E)不特定多数	250
⑥その他この法人の目的を達成するために必要な事業	実施なし			

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から 令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人U18選挙

(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	40,000		
正会員受取年会費	40,000	80,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	400,000	400,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4. 事業収益			
5. その他収益			
経常収益計			480,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費		0	
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	10,000		
施設利用費	60,000		
備品代	10,000		
WEBページ作成費	150,000		
WEBページ維持費	10,000		
広告費	150,000		
その他経費計	400,000		
事業費計		400,000	
2. 管理費			
(1) 人件費		0	
人件費計		0	
(2) その他経費			
会議費	20,000		
印刷費	5,000		
旅費交通費	15,000		
雑費	40,000		
その他経費計	80,000		
管理費計		80,000	
経常費用計			480,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人U18選挙
(単位:円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取入会金	40,000		
正会員受取年会費	80,000	120,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300,000	300,000	
3. 受取助成金等			
受取助成金等	300,000	300,000	
4. 事業収益	0	0	
5. その他収益	0	0	
経常収益計			720,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
旅費交通費	10,000		
施設利用費	100,000		
謝金	200,000		
備品代	10,000		
WEBページ拡張費	50,000		
WEBページ維持費	10,000		
アプリ制作費	100,000		
広告費	150,000		
その他経費計	640,000		
事業費計			640,000
2. 管理費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	20,000		
印刷費	5,000		
旅費交通費	15,000		
雑費	40,000		
その他経費計	80,000		
管理費計			80,000
経常費用計			720,000
当期経常増減額			0
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0